

Press Release



8. 2. 19
南予地方局

御荘湾における麻痺（まひ）性貝毒の終息について

- 1 本年1月28日に愛南町御荘湾の養殖マガキから規制値（4マウスユニット/g（以下「MU/g」という。））を超える4.8MU/gの麻痺性貝毒が検出されたことから、その日のうちに愛南町及び愛南漁協に対し安全性が確認されるまで同湾で採捕された二枚貝を取り扱わないように指導するとともに、立看板を設置して住民が自家消費をしないよう注意喚起をしていたところです。
- 2 その後、2月2日の県水産研究センターのモニタリング調査の結果で、毒化の原因プランクトンであるギムノディニウム・カタナータムの濃度が基準値（0.05細胞/ml）以下となったため、（一財）食品環境検査協会（神戸市）において養殖マガキで貝毒検査を実施したところ、3回連続して規制値以下となり、出荷自主規制解除の要件が整いました。
- 3 このため、県では、御荘湾における麻痺性貝毒は終息したと判断しましたので、お知らせします。

○お問い合わせ先

南予地方局農林水産振興部愛南水産課

担当者：課長 高島 景

技師 荒木豪士

TEL 0895-72-1322

採捕規制解除区域、貝毒プランクトン調査地点及び立看板設置箇所



※斜線は今回の規制解除区域（御荘湾）

貝毒プランクトン調査結果及び貝毒検査結果

貝毒プランクトン調査			貝毒検査	
	平山地区	成川地区	平山地区	
調査日	G.カテナータム 濃度（細胞/ml）		検査結果 確定日	貝毒濃度 （MU/g）
1/6	0.042	0	—	—
1/15	0.136	0	1/19	3.7
1/20	0.141	0.056	1/22	2.9
1/26	0.112	0	1/28	4.8
2/2	0.005	0	2/5	3.4
2/9	0	0	2/13	2.2
2/17	0	0	2/19	2.2

- ※ 暫定基準値Ⅰ：0.05細胞/ml 貝毒プランクトンの増加を注視すべき濃度
- ※ 暫定基準値Ⅱ：0.10細胞/ml 貝毒プランクトンが二枚貝を毒化させる危険濃度
- ※※ 貝毒規制値：4MU/g 二枚貝の採捕及び出荷の自主規制を指導する貝毒濃度